

第55号議案

児童センターの指定管理者の指定について

別紙のとおり児童センターの指定管理者を指定するものとする。

令和4年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

児童センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

児童センターの指定管理者の指定について

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
春日市光町コミュニティセンター	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
春日市毛勝児童センター	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
春日市白水児童センター	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで